

入院時食事療養費の自己負担額変更について

この度、厚生労働省より「入院時食事療養標準負担額に関する改定」が通知され、これに伴い、当院におきましても**2026年6月1日**より食事負担額が変更となりますのでお知らせいたします。

なお、医療の一環として提供されるべき食事の質を確保する観点からの改定となっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

区 分	1食当たり負担額
一般の方	510円 → <u>550円</u>
難病患者、小児慢性特定疾病患者の方 (住民税非課税世帯を除く)	300円 → <u>330円</u>
住民税非課税世帯の方	240円 → <u>270円</u>
住民税非課税世帯の方で 過去1年間の入院日数が 90日を超えている方	190円 → <u>220円</u>
住民税非課税世帯に属し かつ所得が一定基準に満たない 70歳以上の高齢受給者	110円 → <u>130円</u>

ご不明な点は医事課又はお近くのスタッフまでおたずね下さい。